

野田市自転車等駐車場条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 5 6 号

野田市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

野田市自転車等駐車場条例施行規則（平成 1 4 年野田市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表梅郷駅東口市営自転車等駐車場の項中

「

午前 4 時 4 5 分から翌日 午前 1 時 1 5 分まで	午前 4 時 4 5 分から翌日 午前 1 時 1 5 分まで
------------------------------------	------------------------------------

を
」

「

午前 3 時から翌日午前 3 時まで	午前 3 時から翌日午前 3 時まで
-----------------------	-----------------------

に改める。
」

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。